

放課後等デイサービス ペップ

虐待の防止のための指針

1. 目的

放課後等デイサービス ペップ（以下、「事業所」という）における障がい児への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障がい児に対して虐待を行ってはならない。

3. 本指針における虐待の定義と行為

本指針における虐待の定義は虐待防止マニュアルに準ずる。虐待行為の具体例は以下の通りとする。（【別表】参照）

区分	内容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為。
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱等のことばや態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話をしない、必要な療育や支援を受けさせない等によって障がい児の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）賃金を使ったり、勝手に運用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に3回以上開催する。虐待防止委員会は以下の委員から構成する。委員の任期は1年とする。

役割	氏名	備考
委員長及び 虐待防止マネージャー	永瀬 裕美	管理者及び 児童発達支援管理責任者
委員	佐藤 拡	法人本部・代表
委員	三原 由香梨	保育士
委員	宇京 裕子	保育士
委員	板垣 友里江	保育士
委員	坂本 祐子	事務兼指導員

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にもその内容の周知徹底を図ることとする。

(2) 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待防止研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

(3) 虐待防止担当者の設置

事業所は、虐待の防止の為に担当者を置く。

虐待防止の為に担当者	永瀬 裕美
------------	-------

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

事業所は、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関す

る研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

6. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 施設内で虐待（若しくは虐待と疑われる事案）を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告する。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、出雲市及び虐待を受けた障がい児に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

(2) 管理者あるいは虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が直接所管の市町村の虐待通報窓口へ通報することとする。

(3) 虐待を発見し管理者等に報告した従業員、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村へ通報した従業員に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

出雲市の虐待通報窓口	出雲市障がい者虐待防止センター TEL : 0853-21-6905 FAX : 0853-21-6598
------------	---

7. 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 施設内で虐待が発生した場合、「6. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

(2) 当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

(3) 虐待事例及びその分析結果については、従業員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用児・家族、関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

9. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行う。

(2) 本指針に定める事項以外にも、障がい児者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

【別表】

区分	虐待行為の具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ つねる、叩く、殴る、蹴る、壁に叩きつける ・ 故意に火傷をさせる、熱湯を飲ませる ・ 身体拘束（柱や椅子に縛り付ける、ミトンやつなぎ服を着させる） ・ 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する ・ 部屋に閉じ込める、戸外に閉め出す ・ 無理やり食べられないものを食べさせる、食事を与えない
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性交、性的暴力、性的行為、性器への接触の強要 ・ 性器や性交、性的雑誌や映像を見るように強いる ・ 介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする ・ キスする ・ 本人の前でわいせつなことばを発する、又は会話する ・ 更衣やトイレ等の場면을覗いたり映像や画像を撮影したりする
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことばによる脅迫（「そんなことすると外出させない」など） ・ 心を傷つけることばをくり返す（「何度言ったらわかるの」など） ・ 他の障がい児との差別的な取り扱いをする ・ 「バカ」「あほ」等侮辱することばを浴びせる ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・ 仲間外れにする
放棄・放任 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理由もなく無視する ・ 不注意によりけがをさせる ・ 食事や水分を十分に与えない ・ 汚れた服を着させ続ける ・ 排泄の介助をしない ・ 病気やけがをしても受診させない ・ 同居人や関係者による虐待を放置する
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に必要な金銭を渡さない、使わせない

